

● 興行場法施行条例等の一部を改正する条例（令和五年千葉県条例第三十六号）

○ 興行場法施行条例（昭和五十九年千葉県条例第十九号）に関する資料（第一条関係）

新

旧

（許可の申請）

第二条 法第二条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、知事に提出しなければならない。

（許可の申請）

第二条 法第二条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、申請者が興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）からその興行場の営業を譲り受けた場合であつて、当該営業に係る従前の許可の内容（第三号、第四号又は第六号に掲げる事項に係るものに限る。）に変更がないときは、その変更がない事項の記載を省略することができる。

一 六 略

一 六 略

（承継の届出）

第二条の二 法第二条の二第二項の規定により興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）の地位の当該興行場営業の譲渡による承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（承継の届出）

第二条の二（新設）

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 興行場営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三 譲渡の年月日

四 興行場の名称及び所在地

2 法第二条の二第二項の規定により営業者の地位の相続による承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 四 略

3 法第二条の二第二項の規定により営業者の地位の合併による承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 四 略

4 法第二条の二第二項の規定により営業者の地位の分割による承継の届出を

3 法第二条の二第二項の規定により営業者の地位の分割による承継の届出を

しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
一〜四 略

しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
一〜四 略

○使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）に関する資料（第二条関係）

新

旧

別表第一（第三条第一項）

別表第一（第三条第一項）

財産又は事務の種類	使用料等	区分	単位	額
略	略	略	略	略
旅館業法	略	第三条の二第一項、第三	一件につき	七千七百
（昭和二十三年法律第百三十八号）に基づくもの	手数料	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査		円

財産又は事務の種類	使用料等	区分	単位	額
略	略	略	略	略
旅館業法	略	第三条の二第一項又は第一	一件につき	七千七百
（昭和二十三年法律第百三十八号）に基づくもの	手数料	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査		円

○旅館業法施行条例（昭和三十三年千葉県条例第七号）に関する資料（第三条関係）

新

旧

（趣旨）

（趣旨）

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第三項第三号の規定による施設の指定、同条第四項に規定する者、法第四条第二項に規定する基準及び法第五号第四号に規定する事由並びに旅館業法施行令（昭和三十三年政令第百五十二号。以下「政令」という。）第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号に規定する施設の構造設備の基準は、この条例の定めるところによる。

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第三項第三号の規定による施設の指定、同条第四項に規定する者、法第四条第二項に規定する基準及び法第五号第三号に規定する事由並びに旅館業法施行令（昭和三十三年政令第百五十二号。以下「政令」という。）第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号に規定する施設の構造設備の基準は、この条例の定めるところによる。

<p>(施設の指定)</p> <p>第二条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>一〜六 略</p> <p>2 略</p> <p>(意見を求める者)</p> <p>第三条 法第三条第四項(法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜四 略</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第十五条 法第五条第四号に規定する条例で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(施設の指定)</p> <p>第二条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>一〜六 略</p> <p>2 略</p> <p>(意見を求める者)</p> <p>第三条 法第三条第四項(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜四 略</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第十五条 法第五条第三号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p>
--	--